国名	チリ
公的年金の体系 保険料財源 税　財　源 企業・個人年金	軍人と警察官（いずれも賦課方式）を除き概念図は以下のとおり 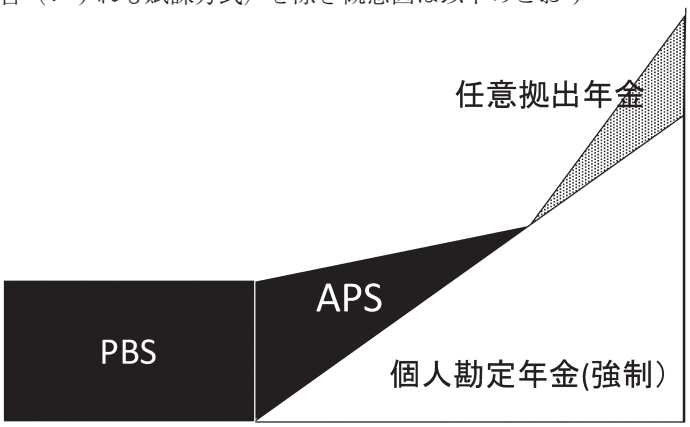
被保険者 （◎強制△任意×非加入）	個人勘定年金について被用者◎， 自営業者△（自動加入だが任意に脱退できる）， 無業×
保険料率（2020年）	個人勘定年金は，拠出基準となる給与の10％で，拠出基準となる給与には上限がある。さらに，給与の２～３％がAFP（年金基金の管理者）に支払われ，管理費をカバーし，障害や遺族のための保険を購入する。事業主負担はない。 なお，坑内夫のような重労働業務については，被用者および事業主とも追加拠出が定められている（それぞれ１％～２％）。
支給開始年齢	男子65歳以上，女子60歳以上だが，一定の条件の下で繰上げ支給可能。
基本受給額	個人勘定年金は，個人の拠出した保険料に運用益を加えたものから手数料を除いたものが年金原資となる。
給付の構造	個人勘定年金の支給事由は，老齢（男子65歳以上，女子60歳以上）・早期引退・障害・遺族の他，葬祭費があり，一定限度を超えた場合の剰余金の還元も可能。坑内夫のような重労働業務については割増保険料に応じた給付の割増がある。 給付段階では，個人勘定から年金として計画的に引き出す，終身年金保険の購入，一部終身年金保険を購入して残額を計画的に引き出す，据置年金保険の購入の４つの選択肢がある。
所得再分配	個人勘定年金には，世代内再分配および世代間再分配機能はない。
公的年金の財政方式	個人勘定年金は，個人の拠出した保険料に運用益を加えたものから手数料を除いたものが年金原資となる。
国庫負担	無年金者にはPBS，個人勘定年金の低年金者にはAPSがあり，全額国庫負担。なお，軍人と警察の年金は賦課方式であるが，給付の９割を国庫が負担している。
年金制度における最低保障	無年金者にはPBS，個人勘定の低年金者にはAPSの他，利回り保証，保険会社破綻時保証がある。
無年金者への措置	無年金者にはPBS。
公的年金と私的年金	公的年金の他に，個人勘定（強制）の法定の保険料率10％を超えて従業員が任意に拠出した場合や事業主が任意に個人勘定に拠出した場合に税制優遇のある制度がある。
国民への個人年金情報の提供	AFPの業務内の情報提供の他，SCOMPと呼ばれる相談制度，社会保障コンサルタントがある。

（杉田健・年金シニアプラン総合研究機構年金数理人）

チリの年金制度

杉田　健（年金シニアプラン総合研究機構
年金数理人）

1．制度の特色

チリの年金は，軍人と警察官には賦課方式の公的年金があるが，その他の人々には，第１の柱として税財源で防貧を目的とした連帯年金，第２の柱として民間の会社（AFP）が受託する，強制適用の個人勘定の確定拠出年金（DC），第３の柱として任意に保険料を上乗せした場合の税制優遇制度が用意されている。第３の柱の利用は多くない。軍人と警察官の制度を除いて，Superintendencia de Pensiones（年金監督庁，以下，SPと略称）が統括している。チリの年金制度は，第２の柱を中心に公的年金民営化の先駆けとして新自由主義者からは画期的な制度と讃えられ，メルボルン・マーサーの世界年金ランキングでは常に上位に位置しており[1]，年金制度のメルセデス・ベンツと言われていたが[2]，国内では年金制度の十分性の欠如と格差に不満がくすぶり暴動の一因にもなっており，2019年12月に第１の柱の連帯年金が５割引き上げられた。

2．沿革

チリの公的年金制度の歴史であるが，以下のとおり賦課方式から積立方式への移行，そして修正という経過をたどっている。以下，主な改正を解説する[3]。

2.1　1981年の改革以前[4]

チリは，1920年に年金のみならず医療保険，労災保険，失業保険，家族手当も支給する社会保障制度を導入した。設立当初から，異なる職業グループに給付を提供する別々の年金制度が共存していた。保険料率・給付水準・支給開始年齢・年金受給資格を得るための最低拠出年数等制度の違いは，ロビー活動や利益団体の圧力の結果であった。1979年には32の公的制度が存在したが，そのうちの３制度，SSS，EMPART，およびCANAEMPUが大きく，1980年時点で加入者の94％を擁していた[5]。保険料から給付を控除した額は政府に移換されていた。これは不正防止と，給付の公的保証を行うためであった。最初の数十年間は，年金受給者に対する拠出者の比率が多くかなりの余剰を生み出したので，給付増額が行われた。年金の財政方式は，当初はある程度積立金を持つ修正積立方式だったが，やがて保険料を積立金に回す余裕がなくなり1952年には賦課方式に変更された。1955年には，年金受給者１人当たりの現役の加入者は12.2人だったが，1980年までに現役の加入者は２人と制度の成熟が進んだ。保険料が給付に足りなくなり，この赤字を穴埋めするために給付額を減らすか，政府の国庫負担を増やすかの選択を迫られ，保険料率を引き上げることになった。この結果1974年３月に保険料率はピークに達し，以下のとおりとなった。

このような高い保険料率を嫌って，加入逃れが蔓延し，1973年には現役労働者の79％が加入していたのが，1980年には64％に低下した。そこで国は国庫負担率を引き上げたので保険料率が23％程度低下したが，国庫負担は1977年から1980年にかけて年率8.5％の伸びを示し，1980年には国庫負担が収入全体の39.40％を占め，GDPの3.11％に達し，国庫負担の削減が課題となった。

2.2　1981年改革[6]

1973年に軍事クーデターが発生しサルバトール・

表１　1974年３月時点の保険料率（課税対象賃金への乗率（％））

		SSS	EMPART	CANAEMPU
保険料率（全体）	事業主	53.10	55.86	40.00
	従業員	7.50	12.64	18.75
	計	60.60	68.50	58.75
保険料率（年金）	事業主	15.95	17.00	5.00
	従業員	7.25	9.00	11.00
	全体	23.20	26.00	16.00

（出所）SPのウェブサイト掲載のチリの年金制度解説書第２章（https://www.spensiones.cl/portal/institucional/594/articles-3523_chapter2.pdf，2020年４月６日閲覧）をもとに筆者作成。

アジェンデ大統領が倒され1990年まで軍事政権が続いたが，そこで行われた構造改革が，シカゴボーイズと呼ばれる市場重視のシカゴ学派の強い影響を受けた新自由主義者たちによるものであった。1981年の改革の内容であるが，政府が運営する賦課方式の確定給付型（DB）年金制度を，民間の年金運用・管理会社であるAFP（Administradoras de fonds de pensiones）が運営・管理を行う個人勘定型を用いた確定拠出型（DC）年金へと置換える「代替型」と呼ばれる年金改革であった。ただし，軍人と警察官の公的制度は，強い抵抗を受けて賦課方式の確定給付型年金として残存している。

制度の概要であるが，被用者は強制適用で，自営業者は任意適用であり，加入者は給与の10％を年金勘定に拠出し，元本の累積と運用益を原資として支給開始年齢（男子65歳，女子60歳）から年金が支給される。個人は積立金の運用を行う年金基金会社（AFP）と契約して，資金を積み立てる。AFPは公的な規制を受けた会社であり，加入者は原則としてAFPを自由に選ぶことができ，運用方法を選択できるが，退職間近の者がリスクの高い運用方法を選ぶことはできない（以下の第６節で解説）。年金額の下限が定められており，年金額がこれに達しない場合は20年間の拠出を要件として国庫から差額が最低年金（PMGE）として支給され，その他，保険料を拠出していなかったため第２の柱からは全く支給がない者を対象に扶助年金（PASIS）が支給される[7]。

新制度への移行にあたり，旧制度にすでに加入していた者は，旧制度と新制度のいずれに加入するかを選択できたが，1983年以降に年金制度に加入した者は，旧制度には加入できず，新制度に加入することとなっていた。旧制度では表１に示したように事業主負担があったが，新制度の下では保険料は全額従業員負担となり，制度の切り替え時に従来の事業主負担相当分を賃金に上乗せすることが法定され，年金保険料率が引き下げられたため労働者の手取り賃金は12.6％増加する結果になった。手取り賃金が増えるので，労働者は最初の１年間で100万人以上が新制度に移行した。その際，新制度に移行した労働者が過去に支払った保険料相当分を政府が保証する証として「認証債」が発行された。旧制度の年金給付のための国庫負担と，この認証債の費用を合わせた額は毎年平均してGDPの3.5％相当であった。

2.3　2008年改革

2.3.1　1981年改正の問題点

1981年改正後の制度実施の経過から，以下の問題点が指摘され，2008年改正につながった[8]。

- 個人勘定の最低保証の受給要件が拠出期間20年と，労働実態に比べて厳しすぎ，最低保証を受給できない者が多い。チリの一連の構造「改革」で労働法制が大幅に緩和され[9]，企業の従業員解雇の自由度が増したことによって雇用が不安定になり，非正規雇用が増えたこともあり，20年間拠出を続けることが困難になった[10]。
- 個人勘定の制度には連帯性がないため，学歴・男女による受給額の格差が大きく，また男女の平均余命の差から女性の年金額が少ない。2006年の報告によれば，所得代替率の平均は44％だが，小学校卒の女性は11％，大卒女性は30％，小学校卒の男性は47％，大卒男性は110％と，格差が大きくなっている[11]。
- 年金の管理をする民間の会社であるAFPの管理費用が高い[12]。

2.3.2　2008年改正

2008年改正の概要は以下のとおりである[13]。

- 全人口のうち収入の少ない方から６割の者に税財源の年金（「連帯年金」）を導入した。
- 自営業者も個人勘定の制度に自動加入とした。ただし，特定の自営業（医師，弁護士など）への適用は2018年からとした。
- 男女格差の是正のための施策（離婚分割規程など）を盛り込んだ。
- 新規加入者を管理運用報酬の最も低いAFPに割り当てる事とした。

2.4　さらなる改革の動き

所得代替率の低さ，給付格差等により大衆の不満は強くしばしばデモが行われていることもあり[14]，2017年には以下の内容の改正案が作られたが，政権交代もあり成立しなかった[15]。

- 新たに集団勘定を設立し，公的機関が管理す

る。事業主拠出を設けて，５％の保険料を集団勘定に納付する。このうち３％を個人勘定に移換する。

・自営業者の個人勘定への保険料率を現行の10％から15％に引き上げる。

・被保険者の報酬上限を50％引き上げる。

・AFPの報酬の抑制。

・年金の受給額が最低保証額よりも低くなることがあるので，税財源により運営されている連帯年金への受給権の審査を年金受給開始後も申請可能とする。

2019年２月に自営業者に対する新たな法制が導入され，社会保障制度への保険料を2018年の10％から2028年の17％まで徐々に引き上げていくことになった[16]。さらに2019年に地下鉄の値上げをきっかけに暴動が起きたのを受けて[17]，連帯年金を５割増しにする案が議会で2019年12月11日に成立した[18]。

3　制度体系の概要

3.1　軍人と警察を除く一般の制度

税財源の第１の柱，個人勘定DCの第２の柱，任意拠出の第３の柱が用意されている。

3.1.1　第１の柱：連帯年金

2008年の改正で導入された税財源による制度であり，PASISが改定されて無年金者への連帯基礎年金（PBS）に，PMGEの拠出20年要件が撤廃されるなど緩和されて少額年金者への補足給付として連帯保障手当（APS）が成立した。それぞれ老齢年金と障害年金があり，PBSはPBSV（老齢連帯基礎年金），PBSI（障害連帯基礎年金）にAPSはAPSV（老齢連帯保証手当），APSI（障害連帯保証手当）に分かれる[19]。また，一定の要件を満たした母親および若者への補助金があり，第２の柱の個人勘定がある場合にはその勘定に振り込まれ，特に母親への補助金は女性の低年金を補う役割を果たしている[20]。以下，PBSVとAPSVを解説する。

3.1.1.1　PBSV

受給資格は概ね以下のとおりである。

・申請時年齢が65歳以上であること。

・他の制度（例えば軍人のための年金制度）から年金を受けていないこと。

・人口の６割を占める貧困層に属する事。

・チリ領内に20歳から20年間連続的または断続的に居住していること。

・申請前の過去５年間のうち少なくとも４年間は同国に居住していたこと。

なお，外交官や亡命していた者については特例がある。

2019年12月11日の法改正で，80歳以上の受給者を対象に，PBSVは50％増加し，75歳から79歳までの年金受給者については，2020年１月に30％増，2021年１月には50％増，75歳未満の年金受給者については2020年１月に25％増，2021年には40％増となり，2022年１月には50％増となる。従ってPBSVの額は以下のとおりである[21]。

表２　老齢連帯基礎年金（PBSV）の年金月額

	年金月額		
受給者の年齢	2019年12月～	2021年１月～	2022年１月～
65歳～74歳	137,751ペソ	154,281ペソ	165,302ペソ
75歳～79歳	143,261ペソ	165,302ペソ	165,302ペソ
80歳以上	165,302ペソ	165,302ペソ	165,302ペソ

（出所）　チリ政府のウェブサイト（https://www.chileatiende.gob.cl/fichas/5270-pension-basica-solidaria-de-vejez-pbsv，2020年4月6日閲覧）

3.1.1.2　APSV

これは，3.1.2で解説する確定拠出年金の額が低い者を対象とした補足給付である。確定拠出年金の額が連帯保障手当上限年金額（Pensión Máxima con Aporte Solidario，PMASと略される）を下回る場合には，受給できる。APSVの受給資格は，PBSVと同じである。APSVの額は，PMASと個人勘定の確定拠出年金額の差に応じて決定される[22]。PMASは定額で，以下の表のとおりPBSV同様の引き上げが行われるが，消費者物価指数を考慮して毎年調整される[23]。

表３　老齢連帯保障手当（APSV）の最大年金月額

	最大年金月額		
受給者の年齢	2019年12月～	2021年１月～	2022年１月～
65歳～74歳	407,058ペソ	455,904ペソ	488,469ペソ
75歳～79歳	423,340ペソ	488,469ペソ	488,469ペソ
80歳以上	488,469ペソ	488,469ペソ	488,469ペソ

（出所）　チリ政府のウェブサイト（https://www.chileatiende.gob.cl/fichas/5190-aporte-previsional-solidario-de-vejez-apsv，2020年4月6日閲覧）

3.1.2　第２の柱：個人勘定（強制）[24]

チリの公的年金の中心は，民営化された個人勘定

の確定拠出年金である。被用者は強制加入である。自営業者は当初任意加入であったが，2008年改正で段階的に自動加入となったが，自動加入後の脱退は可能である。保険料率であるが，拠出基準となる給与の10％の他，管理費がこの保険料の外枠で徴収される。拠出基準となる給与には上限がある。これとは別に給与の２％～３％がAFP（年金基金の管理者）に支払われ，管理費をカバーし，障害や遺族のための保険を購入する。事業主負担はない。なお，坑内夫のような重労働業務については，被用者および事業主とも追加拠出が定められている（それぞれ１％～２％）。支給開始年齢は男子65歳以上，女子60歳以上だが，早期引退者に対し一定の条件の下で繰上げ支給が可能となっている。

支給事由は，老齢（男子65歳以上，女子60歳以上）・早期引退・障害・遺族の他，葬祭費があり，一定限度を超えた場合の剰余金の還元も可能。重労働業務については割増保険料に対応した給付の割増がある。

給付段階では，個人勘定から年金として計画的に引き出す，終身年金保険の購入，一部終身年金保険を購入して残額を計画的に引き出す，据置年金保険の購入の４つの選択肢がある。計画的引出しにおいて，１年に引き出せる額は，その時点の平均余命を基準に算定される比率によって決まる[25]。

支給開始年齢に達しないで死亡した場合は，遺族年金が支給されるが，遺族年金の受給権者がいない場合はその他の親族に積立額が返還される。このように制度加入者・受給者間の連帯を完全に否定した制度になっている。通常の公的終身年金であれば，死亡した者の年金原資を生存者への給付に回すので，制度加入者・受給者間の連帯が成り立っていると言える。なお，障害・遺族について別途保険料を払ってAFP経由で保険に入るが，この部分は保険会社を通じて被保険者が連帯していると言える。国庫負担はない。加入者への年金情報の提供はAFPが業務の一環として行っている他，SCOMPと呼ばれる年金額相談や情報提供をする制度，社会保障コンサルタントが行っている。

3.1.3　第３の柱：任意拠出の制度[26]

1981年当初から第２の柱の個人勘定に保険料を任意に上乗せすることが認められてきたが，1987年に上乗せ保険料の所得控除が認められ，また上乗せ保険料のためにAFP内に第２勘定を設けることも認められた。2001年改正でAPV（任意年金貯蓄）が，2008年改正でAPVC（集団的任意貯蓄制度）が生まれた。APVは，強制適用の個人勘定の法定保険料率10％を超えて，当該個人勘定に拠出する制度である。APVCは，被用者と事業主が任意に拠出し，さらに一定の条件を満たせば政府が残高に対して15％の補助金を拠出する制度だが，ユーティリティー企業以外は普及していない[27]。このようにチリの第３の柱は，第２の柱の拠出部分を多様化するものにすぎず，給付は第２の柱の強制適用の個人勘定と合算した原資をもとに行われる。

3.2　軍人と警察官の制度

年金の民営化を拒否した軍人のための制度CAPREDENAと警察官のための制度DIPRECAは，1981年以前からの賦課方式と国庫負担を組み合わせた制度を維持している。平均年金額はCAPREDENAが一般制度より15％多く，DIPRECAが一般制度より73％多いが，加入者の保険料率は課税対象賃金の６％で，一般制度の10％よりも低く，国庫負担が給付額の９割を占めている[28]。このように少ない保険料の割に給付が高いので一般の国民の不公平感は大きく，給付の効率化等が提言されている[29]。

４．給付算定方式，スライド方式

連帯年金は定額であり，個人勘定年金（強制）および任意拠出年金は拠出元本と運用益の合計が年金給付の原資となる。連帯基礎年金PBSの額および連帯保証手当APSの額算定の基礎になる連帯保証手当上限年金額（PMAS）に消費者物価指数上昇分100％のスライドが毎年７月１日に実施され，消費者物価指数が10％以上上昇すれば７月を待たずに改定される[30]。個人勘定年金（強制）や任意の年金にそのようなスライドはない。

５．負担，財源

個人勘定年金（強制）の保険料は課税所得の12～13％である（10％に加えて管理費および保険料）[31]。この課税所得には上限があり，上限額は毎年平均賃金の上昇に対応して改定される[32]。以下の条件を満

たした者には，事業主または労働者の申請により補助金が支給され，補助金の額は最低賃金ベース保険料の半額，すなわち最低賃金に５％を乗じた額である[33]。

a）18歳から35歳までの労働者。

b）最低賃金の1.5倍以下の賃金。

c）拠出後最初の24箇月以内に継続的に又は断続的に年金制度への加入。

d）事業主の場合は，保険料の延滞がないこと。

６．財政方式，積立金の管理運用[34]

個人勘定年金は積立方式であり，拠出元利合計が年金原資となる。当初は保険料を受けて資産運用するAFP各社は，それぞれ単一のバランス型ファンドを提供していた。しかし2001年に退職間近の加入者のための債券ファンドが作られ，2002年にはリスク水準の異なる５つのバランス型ファンドを提供するようになった。現在では５つのファンドは，リスクの高い方からA，B，C，D，Eとなっている（表４）。ファンドの選択には年齢制限があるが（表５），リタイア間際でリスクを大きく取って，相場下落で資産が目減りしないようにという配慮からと思われる。何も選択の意思を示さない場合は年齢に応じリスク水準の低いファンドに順次切り替えていくことになっている（表６）。

AFPは，毎月，その管理下にある各ファンドについて，過去36か月間の年間実質利回りが次のいずれか低い値以上であることを確保する責任を負う。

a.同じタイプのすべてのファンドの過去36か月間の平均実質年間利回りから，タイプAとBのファンドでは４パーセント，タイプC，D，Eのファンドでは２パーセントを差し引いたもの。

b.同じ種類のすべてのファンドについて，過去36カ月間の平均実質年間利回りから，その利回りの50％の絶対値を引いたもの。

ファンドが設立されてから36か月未満の場合，利回りは運用期間中のみ測定され，上記aの控除する値は，ファンドAおよびBについては６％，ファンドC，DおよびEについては４％に引き上げられる。

安全への配慮として，以下が考えられている。

a.現金準備金：各年金基金の価値の１％に相当する資産で，管理者に属する財源で支払われ，対応する基金の株式に投資する。

b.国の保証：対応する年金基金の現金準備の資金を充当した後であっても最低利回りが達成されず，かつAFPが追加の資金を利用できない場合，国は差額を補填し，AFPを清算するための資金を調達する。

表４　ファンドの種類とリスク資産割合

ファンドの種類	株式の最大限度（％）	株式の最小限度（％）	実績（2020年２月現在のリスク資産割合）（％）
ファンドA	80	40	78.6
ファンドB	60	25	58.1
ファンドC	40	15	38.6
ファンドD	20	5	18.9
ファンドE	5	0	4.5

（出所）SP（2010）36頁の表Ⅲ.3および，SP “Compare Fondos Febrero 2020”の２頁をもとに作成。

表５　ファンドの選択可能年齢

ファンドの種類	加入者		年金受給者
	男子55歳以下 女子50歳以下	男子56歳以上 女子51歳以上	
ファンドA	○	×	×
ファンドB	○	○	×
ファンドC	○	○	○
ファンドD	○	○	○
ファンドE	○	○	○

（出所）SP（2010）34頁の表Ⅲ.1をもとに作成。

表６　ファンド選択をしなかった場合の運用（○は運用するファンド）

ファンドの種類	35歳以下	男子36歳以上55歳以下，女子36歳以上50歳以下	男子56歳以上，女子51歳以上
ファンドA			
ファンドB	○		
ファンドC		○	
ファンドD			○
ファンドE			

（出所）SP（2010）　35頁の表Ⅲ.2をもとに作成。

７．制度の企画・運営体制

SPが軍人と警察の年金を除くチリ国内の年金制度を統括し，連帯年金に責任を持つ社会保障局（IPS）と個人勘定年金を運営する複数の年金基金（APF）を監督している[35]。

８．最近の論議や検討の動向・課題

1981年の改革から40年が経過したが，チリの公的

年金の問題は継続している。

第一に適用率が低い。労働人口のうち拠出をしている者の割合は1973年には73％だったが，1982年には29％にまで落ち込み，その後上昇したものの2013年では64.8％であり労働人口の３分の１が拠出してない[36]。適用の低さを加速させる一つの要因が非正規労働の比率が高いことである。2015年現在で臨時契約の比率は29.1％であり，OECD諸国の中では一番高い比率である[37]。

第二に年金保険料率が従業員負担のみで10％の水準と低く，給付の充分性が満たされておらず所得代替率の低さが解消されていない上に男女格差がある[38]。多くの者は，切り替え時に賃金が増えるから新制度に移行したものの，新制度からは期待した年金額はもらえないと不満を抱いているようだが，新制度では事業主負担をなくして年金保険料率を半分近くに引き下げているのだから，年金額も半分近くに下がって当然である[39]。この点は公的年金の民営化の問題というよりは年金保険料率設定の甘さの問題と言えよう。表７は所得代替率の中央値である。2000年から2014年にリタイアした者は旧制度からの権利があることもあり所得代替率は45％だが，2025年から2035年の間にリタイアする者の場合，所得代替率は平均37％である。また，男女格差も大きい。もっとも，2019年12月の改正で第１の柱が引き上げられたのでこの数値は改善されるであろう。また，APSのウエイトが大きいこともわかる。

表７　所得代替率の中央値（退職前10年平均給与に対して）（単位：％）

		男女	男子	女子
2000～2014	DC＋経過措置	34	48	24
	DC＋経過措置＋APS	45	60	31
2025～2035	DC	15	25	8
	DC＋APS	37	41	34

（出所）　CAPSP（2015）の図表（Cuadro）13および図表14より作成。

第三に財政負担の増大である。現在PBS，APSを含む第１の柱の財政負担はGDPの0.84％であるが，2019年12月の改正も織り込むと2040年には財政負担はGDPの1.68％になると見込まれる[40]。

第四に非正規雇用が多く，長期間の拠出ができない。国際労働財団（2014）によれば，公共部門でも時給で働く労働者，日本で言うアルバイトの働き方が多く見られ，そういう労働者は，年金制度に加入している期間が短く計算され，支給される年金が非常に少なくなる。チリの被用者の３割が臨時雇いであり，2009年にはグローバル金融危機の影響による雇用調整の対象となった[41]。ILOによればチリでは社会保障の対象となる長期の質の良い労働に従事している人は被用者の22％に過ぎない[42]。インフォーマルな労働者も多く[43]，拠出につながっていない。

第五に，加入者と退職者は資本市場の変動にさらされているが，大多数が年金に関する基本的な情報を持っていない[44]。

第六として，民営化移行時には，DC年金のメリットとして，民間年金運用・管理会社（AFP）間での競争による年金管理事務の効率化と事務コストの軽減が挙げられていたが，寡占化が進み，年金管理費用の低下は当初想定のようには進んでいない[45]。

第七に，チリは表８に掲げるようにインフレ率が高く，これが給付の十分性を阻害する要因となっている。運用資金が十分インフレについていけるかは

表８　チリのインフレ率推移（単位:％）

年	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989
インフレ率	35.1	19.7	9.9	27.3	19.9	30.7	19.5	19.9	14.7	17.0
年	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
インフレ率	26.0	21.8	15.5	12.7	11.5	8.2	7.4	6.1	5.1	3.3
年	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
インフレ率	3.8	3.6	2.5	2.8	1.1	3.1	3.4	4.4	8.7	1.5
年	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
インフレ率	1.4	3.3	3.0	1.8	4.7	4.4	3.8	2.2	2.3	2.2

（出所）IMF - World Economic Outlook Databases

難しいところであるが，特にリタイア直前はリスク資産のウエイトを減らすように規制されているので，十分リスクを取れないことは確かである。また2008年のインフレ率がプラスであることからわかるように，金融危機で資産が減った場合も，インフレは容赦なく購買価値を減らす。次に，リタイアして資金をもとに保険会社からインフレ連動の終身年金を購入する場合，インフレ連動であるため，資金を年金に換算する率が悪く（年金現価率が高く），年金額が少額にならざるを得ない。

〈注〉

1 Fixsen（2019).メルボルン・マーサーのランキングは，日本のマスコミでも良く報道されるが，給付の充分性よりも財源の安定性を重視するため，DC制度が高順位となる。

2 Mander, Benedict（2019）“The death of Chile's pension promise” Financial Times, November 29.

3 投資関係を中心に細かい改正は行われている。島村(2015) 195-209頁によれば，1985年と1990年に投資規制緩和，1987年に繰上げ支給要件の緩和，年金の受取り方法の選択肢の拡大が行われた。1994年に投資規制緩和，1995年に重労働業務従事者の早期受給を認める改正，2002年にAFPの管理するファンドを１つから５つにする改正が行われた。2004年には繰上げ支給の要件の厳格化，年金の受取り方法の選択肢の拡大，およびSCOMP制度の導入が行われた。なお，第三の柱についての改正経緯は3.1.3節に記載。

4 この2.1節は，SPのウェブサイト掲載のチリの年金制度解説書第２章（https://www.spensiones.cl/portal/institucional/594/articles-3523_chapter2.pdf，2020年４月６日閲覧）によるが，OECD（1998）　4－6頁および江口（2008）121-123頁も参考にした。

5 SSSはServicio de Seguro Social，EMPARTはCaja de Previsión de Empleados Particulares，CANAEMPUはCaja Nacional de Empleados Públicos y Periodistasの略。

6 この2.2節は，特に断らない限り江口（2008），123-125頁による。

7 島村（2015）191-192頁。PMGEはPénsion Minimo Grantizado por el Estadoの略，PASISはPénsion Assistencialの略。

8 坂本（2017）９頁。

9 馬場香織（2019）『ラテンアメリカの年金政治―制度変容の多国間比較研究』晃洋書房，170頁。

10 罷免禁止法・賃金統制法・最低賃金制などの廃止の実現を盛込んだ労働立法体系の樹立が新自由主義経済学派の官僚によって一貫して主張された（中川智彦(2009)「チリ・ピノチェット政権期の労働法制改変過程における新自由主義経済学派のヘゲモニー確立とその影響」『中京学院大学経営学会　研究紀要　第16巻第１・２号』，103頁）。この結果，労働組合は合法化されたがクローズド・ショップ制（全従業員が単一組合に加入する）は禁止され，団体交渉は企業単位にしか認められない他，ストライキが60日以上続けばスト参加者は自動的に解雇，理由を明示しない一方的な解雇が可能という「改革」が実施された（岡本哲史（2005）「第６章　チリ経済の『奇跡』を再検証する　―新自由主義改革の虚像と実像」内橋克人・佐野誠編『ラテン・アメリカは警告する　―「構造改革」日本の未来』，214頁）。

11 Berstein, S. et al.（2006）“Chilean pension reform: Coverage facts and policy alternatives” *Journal of the Latin American andCaribbean Economic Association* 6（２）: 227-279による。なお，所得代替率の差は，拠出期間等の差による。

12 AFPの管理費用は1980年代は保険料の25％を超えていた時もあった（Soto, M（2005）“Chilean Pension Reform: The Good, the Bad, and the In Between” *An issue brief center for retirement research at Boston College.*）。その後，政府の競争促進策により減少傾向であり，現在は，給与の１％程度，すなわち10％である保険料の１割程度である（年金シニアプラン総合研究機構（2019），50頁）。

13 坂本（2017）９頁。

14 BBC（2017）“Chile pensions protest draws tens of thousands” March 26.

15 OECD（2018）　27，28頁および坂本（2017）11頁による。

16 OECD（2019）.

17 Laing, A.（2019）“Chile's fiery anger fueled by fears of poverty in old age” Reuters, November 1.

18 チリ政府のウェブサイト（https://www.gob.cl/en/news/）による：“President Piñera highlights measures for senior citizens: 50% gradual increase in pensions, 50% reduction in public transportation costs and more funds for primary health care ”November 21, 2019.

19 SP（2010）, pp.22-27. PBSVはPensión Básica Solidaria de Vejezの略，PBSIはPensión Básica Solidaria de Invalidezの略，APSはAporte Previsional Solidarioの略。

20 島村（2015）221-222頁。

21 チリ政府のウェブサイトのPBSVの解説による。（https://www.chileatiende.gob.cl/fichas/5270-pension-basica-solidaria-de-vejez-pbsv，2020年３月28日閲覧）

22 APSの算式は概略，PBS×（１－個人勘定のDC年金/PMAS）であるので，個人勘定の確定拠出年金額が０なら，APSはPBSと同額になり，確定拠出年金の額がPMASならAPSは０となる（SP（2010）p.24）。

23 チリ政府のウェブサイトのAPSVの解説による。（https://www.chileatiende.gob.cl/fichas/5190-aporte-previsional-solidario-de-vejez-apsv, 2020年３月28日閲覧）

24 3.1.2節はSP（2010），pp 31-80による。

25 島村（2015），191頁。

[26] 特に断らない限り，島村（2015） 205-209頁および229頁による。

[27] Kritzner, B. E., et al.（2011）“Next Generation of Individual Account Pension Reforms in Latin America.” *Social Security Bulletin* Volume 71, Social Security Board, pp. 62-63.

[28] チリの社会保障研究所であるCIEDESSのウェブサイトの2017年３月18日の報告“Pensiones promedio de Capredena ascienden a ＄ 1,1 millón mensual”（http://www.ciedess.cl/601/w３-article-2085.html, 2020年５月18日閲覧）による。

[29] Benavides, Paula & Jones Ingrid（2012）“Sistema de Pensiones y otros Beneficios Pecuniarios de las Fuerzas Armadas y de Orden y Seguridad Pública y Gendarmería de Chile: Situación Actual y Proyecciones Fiscales 2012-2050.”

[30] SP（2010），pp. 23-25.

[31] Daykin, Chris（1999）“Privately managed old-age pension schemes: theory and reality”.

[32] SP（2010），p. 12.

[33] Ibid., p. 30.

[34] 特に断らない限り，SP（2010），pp. 59-60による。

[35] SPのウェブサイトによる：（https://www.spensiones.cl/portal/institucional/594/w3-propertyvalue-10118.html, 2020年４月６日閲覧）。

[36] Mesa-Lago et al.（2016），pp.27-29.

[37] OECD（2017）.

[38] FT（2020）.

[39] 江口（2008）128頁。

[40] チリの社会保障研究所であるCIEDESSのウェブサイトの2019年12月26日の報告
“¿A cuántas personas llegará en 2025 los beneficios del Pilar Solidario?”（https://www.ciedess.cl/601/w3-article-4555.html，2020年６月３日閲覧）。

[41] ILO（2016），pp. 60－62.

[42] Gammage, S. et al.（2014）“Poverty, Inequality and Employment in Chile” ILO. p. 27.

[43] インフォーマル労働はペルーからの移民労働者であり，社会的保護の枠外にある（国際労働財団（2014））。その半数が臨時雇いであり不安定な立場にある（ILO（2016），p. 62）。

[44] 江口（2008）128頁。

[45] チリの管理費用は，保険料算出対象所得額に対して0.68％～1.54％である。チリは手数料について入札制をとっており，最低の手数料を提示したAFPが新規加入者を獲得するが，既存の加入者が手数料率の高低でAFPを選択し移動することはほとんど見られないこともあり，入札に参加するAFPが減少し2018年には入札に参加するAFPがゼロという事態も発生している。全般としては，手数料入札制度によるAFP間の競争促進という当局の期待は実現しているとは言い難い状況である（年金シニアプラン総合研究機構（2019），32，33，49頁）。

主な参考文献

江口隆裕（2008）『変貌する世界と日本の年金　―　年金の基本原理から考える』法律文化社。

国際労働財団（2014）「2013年　チリの労働事情」チリ中央統一労働組合（CUT）

ナターリア・ポーリナ・ガリド・ウージャ（Ms. Natalia Paulina Garrido Urzua）（資源鉱業労働連盟書記）2014年１月24日講演録。

坂本純一（2017）「チリの年金制度改革」『共済新報』共済組合連合会，58（９），６-14頁。

島村暁代（2015）『高齢期の所得保証　―　ブラジル・チリの法制と日本』東京大学出版会。

年金シニアプラン総合研究機構（2019）『ラテンアメリカの年金に関する調査研究』。

Bravo, D.（2017）“Pension Reform in Chile” International Workshop on Pension Reform: Global Trends and China's Experiences, Beijing, October 15-16.

CAPSP（2015）*Informe Final Comisión Asesora Presidencial sobre el Sistema de Pensiones.*

Edwards, S.（2019）“The Reality of Inequality and Its Perception: Chile's Paradox Explained” Pro-market, November 12.

Fixsen, R.（2019）“Netherlands, Denmark first class in Melbourne Mercer pensions index”, IPE. COM, October 21.

FT（2020）“Chile needs to speed up constitutional reform - Latin America's fallen star cannot afford a damaging period of uncertainty” by The Editorial Board of Financial Times, January 21.

ILO（2010）“ILO Contribution to Pension Reform in Chile”.

ILO（2016）*Non-Standard Employment Around The World - Understanding challenges, shaping prospects.*

Mesa-Lago, C. et al.（2016）“Pension reforms in Chile and social security principles, 1981-2015” *International Social Security Review*, Vol. 69, 1 /2016.

OECD（2017）”How does Chile compare ? - Employment Outlook 2017”

OECD（2019）*Pension Outlook 2019.*

SP（2010）“The Chilean Pension System”.